

4. その他

サービスは、利用者のための家事・介護を行う業務なので下記の項目については、訪問介護職員が行うことの出来ない行為です。

(1) 医療行為

(2) 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を取扱うことまたはこれに類する行為

(3) 庭の草刈りや他の家族の食事の用意等の行為

5. 各種加算

当施設の障害者総合支援法に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	負担額	備 考
初回加算	2, 1 4 4 円／回	